

第 1 2 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和 3 年 5 月 2 8 日 (金) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	3 番 東清俊
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

7 番 福永吉孝		

遅刻委員


出席事務局 田中事務局長、北村 G L、奥村、田中

令和 3 年 5 月 2 8 日（金）午後 4 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 1 2 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 4 6 号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 4 7 号 現況証明申請について
- 議案第 4 8 号 農地の転用事実に関する照会書の回答について
- 議案第 4 9 号 令和 2 年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価
- 議案第 5 0 号 令和 3 年度の目標およびその達成に向けた活動計画
- 報告第 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

【議長】皆さん、こんにちは。大変、お忙しい中第12回の小浜市農業委員会に出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、事務局より報告をお願いします。

(令和3年5月農業委員会活動報告)

【議長】はい、ありがとうございます。次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として5番松尾委員、6番早委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、3番東委員、4番和田委員でした。それでは、『議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。4件ございます。番号1、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、2筆ございます。所在地番、〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は89㎡、310㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況でございますが、自作地5472㎡。作付作目は野菜。労働力の確保としまして1人。機械所有等状況は耕うん機1台、田植機1台、トラクター1台は借りる予定とのことでございます。解除条件はありません。なお、備考としまして譲受人は平成30年10月29日に〇〇にある農地を3条取得しておりますが、現在耕作をしておりません。本申請についてはのちほど詳しく状況を説明させていただきます。続きまして、番号2、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は1293㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況でございますが、自作地6732㎡。作付作目は水稲と野菜。労働力の確保としまして3人。機械所有等状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕うん機1台。解除条件はありません。続きまして番号3、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は52㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況でございますが、自作地、借入地、貸付地はありません。作付作目は野菜。労働力の確保としまして1人。機械所有等状況は耕うん機1台を借りる予定です。解除条件はありません。なお、備考としまして申

請地の実測面積は101.8㎡。本申請は先月下限面積の変更をご審議いただきました〇〇の空き家付き農地でして5年間耕作する旨の誓約書をいただいております。続きまして番号4、申請内容は所有権移転。申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は54㎡。権利を設定し、または移転しようとする契約の内容としまして、許可あり次第すみやかに権利を設定し、移転します。譲受人の営農状況でございますが、自作地7726㎡、貸付地1887㎡。作付作目は水稻と野菜。労働力の確保としまして2人。機械所有等状況はトラクター1台。田植機1台とコンバイン1台は借りているとのことです。解除条件はありません。本申請は譲受人に隣接する畑を譲受け、野菜を栽培したいとのごです。

それでは番号1の案件について説明をさせていただきます。譲受人は〇〇〇の農地を所有しておりますが耕作をしておりません。またお手元の現地調査資料にもつけさせていただいておりますけれど、平成30年10月29日に〇〇の農地7筆、2321㎡を取得しております。場所につきましては国道162号線の〇〇の集落の住宅の裏側、南側にある農地になります。取得された当時は以前の所有者がきちんと水田を耕作されていた状況でございますがそれを現在の所有者、〇〇さんに所有権移転することにつきましてはきちんと耕作するというような誓約書をいただいておりますが取得した農地が現在遊休化しております。のちほど現地調査委員からもご報告があると思っておりますが現在は草が生えて管理されていない状況になっておりまして、細目書も確認させていただいたところ、取得から一度も作付けがされていない状況でございます。このことを踏まえたうえで議案書を1枚お捲りいただきまして、番号1の調査書になりますが、まず第2項第1号ですがこちらの項目はいずれかひとつでもチェックがついてしまうと駄目なんです、まず譲受人は耕作の事業に供すべき農地を全て効率的に利用出来るものと見込まれない、ということで。持っている農地は3条許可する時点では全ての農地を効率的に利用するというのを確認して許可を出すんですが、これが現在の状況では見込むことが難しいのではないかと考えております。また第2項第4号ですが農作業を行う必要がある日数についても現在管理もされていないということで、〇〇〇の農地も不耕作ということでございますので、従事しているということもなかなか難しいのではないかと。また第2項第7号ですが所有農地の遊休化によって周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる可能性があると考えております。今、申し上げました各号のいずれに該当しても農地法3条の許可は出来ないとされている状況でご審議いただきたいと思っております。その他の3件につきましては調査書を次のページからつけさせていただいておりますが、その他の案件

については該当する項目はないと考えておりました。下限面積についてもクリアできているという風に考えております。説明は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【3番委員】26日に和田委員と現地調査に行っていました。それでは第3条の許可申請について説明させていただきます。1件目は〇〇でございます。〇〇の東側のこの線と昔のこの道ですね、細い山側の農地なんですけどここにありまして、これに関しましては譲受人は下限面積も達していますし何も問題ないということではあるんですが、先ほど事務局から説明がございましたが前回の〇〇の空き家の裏の農地を平成30年の10月29日に取得しておりますがここを調査に行きましたらこういう大草で何も耕作していない状況ですので、誓約書に3年耕作するというを書き添えていますので、これを譲受人に渡していいものかということをお聞きしたいと思っております。2件目ですが〇〇の横の上り坂を上がっていきますとここに広い田んぼがございます。緩衝帯で囲ってあるんですが、野菜を作ると、ここに水が流れていますのでこの水を利用してわさびを栽培するというを聞いておりますのでこれは下限面積も十分に達しておりますので問題ないと判断いたしました。3件目ですが〇〇小学校がございます、〇〇の村の中に入りますと南川と道との間がございます。空き家についての農地でございます。現地調査に行きましたら、野菜を作り始めてあったということで、何も問題ないと、5年間耕作するという誓約書も出ていますので、問題ないと判断いたしました。4件目ですが、〇〇小学校、国道27号線を行って、ここに〇〇があります。前にコンビニがありましたここから右に下りて、海の方へ行かずにまた右にでますと〇〇〇〇会館がございます、その近くでございます。譲受人はこの裏の家に住んでおりましたその前の畑でございます。これも下限面積を超えておりますし、問題ないと判断いたしました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何か質問等ございませんか。

【9番委員】下限面積の定義なんですけど、耕作の事業に供すべき農地、と書いてあるんですけど、これは供している農地ではないんですか？供することのできる農地、という考え方でいいんですか。というのは、所有権はあるけれども、例えば人に作ってもらっているというのは。

【事務局】それは耕作の事業に供して作ってもらっているというのも、供しているということになります。

【9番委員】今の説明を聞いて、〇〇の件を聞いて安心したんですけど、ちょっとこれまずいんちゃうかなと、議案書見たときに思ってしまった。〇

〇を見てちょっとほっとしたというか。やっぱりな、いうところがあったので。この方は実際に事業に供している農地というのはゼロなんですか。

【事務局】今はゼロですね。

【9番委員】ということは、人に作ってもらっているというわけでもない。

【事務局】そうです。

【9番委員】べつにその方の職業を見て判断してはいけないと思うんですけど、どうしたってそういう見方を我々もしてしまうとか。3条で取得されるんやから問題ないとは思うんやけど。それは事業に供する農地があるからといって、3条で取得して何もしないというのは農地法の趣旨からいっても良くないことだと思うんです。せめて適正な管理をしていただけるようなことであれば、事業に供してなくてもいいかなとは思うんですけど、ほったらかしで、〇〇の写真で見ると綺麗に管理されているように思うんですけど、これも〇〇みたいになるということになると。だからといって何も意見ないというのでも。

【事務局】そうですね。地権者さんは不在地主、というところもあるんですが。綺麗には管理されています。

【1番委員】誓約書を交わしているということに関して、毎年その誓約書を交わしている人のところへみまわりに行くということも。ほんまに田んぼ作っとるんかというのでも。今回も〇〇の方も出てきたんやし、誓約書を交わしたとこの方の土地、1年に1回見に行くことがいいんじゃないかなと。

【事務局】そうですね。それを農地パトロールで気をつけてみるということでも。

【1番委員】そのときにはそういう状態やったんですか。

【事務局】はい、そうですね。A分類農地にはしてなかったんですけど、細目書を確認すると耕作はしていない、不耕作になっていたんですね。

【1番委員】そういうの確認をこれから合わせてしていくと指摘もできるし。その人に認識してもらうことも出来るんちゃうかなと。ここで放棄地になっているからこれはあかんというのでも、相手の人も分からんやと思うし、知ってないんやと思う。職業が農業やないから。

【議長】例えば、機械所有等状況を見るとリースが出来るとなっているんやな。リースというのは誰かにしてもらおうというのがリースなのか、どこかから機械を借りて自分がするというのがリースなのか。これはどなん。

【事務局】これは所有かリースかという項目がありまして、リースに丸してあるのは借りてということ。機械どうするのか、という計画の中で、持ってます、これは借りてやります、ということで借りるということになります。

【議長】それと、もう1点ちょっとこれ分からんやけど、今の誓約書で権利を取得してから3年3作以上、を過ぎてしまったらもういいんけ。

【事務局】それは農業委員会の判断になります。3年3作を目安として、ということ。

【議長】そうすると4年目になったら転用許可を出したらいい？よう言われるのが5条でも不動産屋がどんどん買って、そこが皆、済んでおらんのにまた次やりだしたら、うちはあかんって、今止めとる。これも同じで作らん田んぼがどんどん増えていって、どうにもならへんかなと。もし、その場所をしっかりと耕作してもらって実績があったら、次出てきてもそれはオーケーになるんですけど、そういうことを許していてもいいんかなと。というようなこともちよっと考えますので。

【事務局】3年3作は県の事務処理要領に書いてありまして、例えば3条で取得して3年3作しない間に5条の申請が出された場合には、農地として取得しているのに気が変わって転用するわ、というのはなかなか、どうするんや、ということになるので3年3作を目安にして、それを踏まえて農業委員会で判断してくれ、ということになるんですけど。

【議長】ちょっと、見てるとそれが往々にあるな、と。

【事務局】〇〇さんのときも、業種も建築業をされているということで本当に耕作できるのか、という懸念があったので、この誓約書を出してもらっている。

【議長】それは条件に当てはまればオーケーなので、ただそこを作ってくれんと、約束を破るようなことはこちらとしても困るなど。

【5番委員】この〇〇の案件なんですけど、平成30年これは私と赤尾さんで現地調査に行かせていただいた案件になります。その時を思い出しますとそこに空き家というか売る家があってそれにくっついた土地やったと思うんですよ。ただ〇〇さん、農地を持っておられるということで権利があるということで3条で取得されたと思ったんですけど、今回の土地、これも実は本当に農地としてほしいんやろか。正直言って5条申請で何かの目的で使うんやったらそっちの方がいいんちゃうかなと。

【事務局】もちろんそうですね。今おっしゃられたようにこの案件も実情は譲渡し人の方の宅地を〇〇さんが購入されているようでして、合わせて農地も地権者としては売ってしまいたいということで、3条申請が出ているのが実情です。

代理申請している行政書士からはここを転用する計画はない、とは聞いているんですけど、もちろんおっしゃるようなそういう計画があるなら5条で取得してもらうのが正しいと思います。転用はできる場所ではありません。

【5番委員】だから、3条で取得して転用で、という。

【議長】いずれは、という形。他に何かありませんか。この申請を許可するに

あたり、〇〇の方をしっかりとしてからにしてください、と言うて許可にするのか、いやいいですよ、とどっちかの判断しないとイケませんので。5条が申請できるような条件ならばそのようにしてもらえば。出してきた方は3条でいいと言っているのだからこっからそんなことも言えんので。

【6番委員】〇〇の案件ですけど、地域的に見てほとんどこういう状態になっているところばかりの地域なんですね。本人としては耕作する気は全くないと判断できるんです。まして、私もずっと再生してきましたけど、ここまできたら普通の機械では再生不可能ですので、おそらく耕作の気はないんやろなというのが推測されますね。

【9番委員】〇〇の国道と橋の間の右側、ここも耕作はしていないけれど、適正に管理されているので、だからそういう方もおられる中で、農地法の趣旨からいくと黙認するというのは、それでよし、というのはいくつかではないかと。現状は分かるんやね。耕作しにくい土地でもあるし。それを認めてしまうというのはいくつかではないかと。この件の場合、30年のときに誓約書出てますよね。誓約書のとおりしているか我々の方も確認せなあかん、確認する義務はあると思うんやけど、誓約書書いたのは本人やから、本人はその誓約書に基づいてそれを履行する義務がまずあると思うんですよ。責任は果たしてもらわんとあかんのとちやうかなと私は思いますね。また、書いてもらっても一緒のことになると思いますね。

【議長】このことに対して本人さんは知ってなるんではよ。

【事務局】行政書士には伝えてあります。今の状態では許可は難しいのではないかとと思われると私はお伝えしてありますけど。

【9番委員】〇〇のここも農地としてちゃんと使ってくれるんならいいんですけど。そうじゃないんじゃないか、という懸念があるんですよ、今。〇〇のところですけど、これ全部、〇〇さんの土地やないと思うんです。小屋があってその土地は確か他人さんやなかったかな。ということは、周りが耕作放棄地になって、草も刈ってないような状態やとそこの土地も農地として使いづらい土地になりますよね。迷惑なんですよ。そんなことを考えますと適正に管理してもらわんとどうにもならんのかなという風には感じますが。

【議長】どっちかに判断せんとならんので、例えば今のこっこの〇〇の方を今後しっかりと管理をしていただくとか。

【9番委員】30年のときの誓約書というの、履行されてないという事は、許可に伴って誓約書書いてる？

【事務局】許可の前に。

【9番委員】誓約書が履行されていないという事は、許可は無効になりませんか。



【事務局】そうですね、より強いあれだと、もちろん今回ののも無理ですし、前回のものも取り消しというような。

【9番委員】取り消しというか無効やな。所有権移転は済んでるんやな。

【事務局】そうですね。その中で確かに出来てなかったんですけど、きちんと管理してもらうように農業委員会が指導する必要があります。

【議長】どうしたもんやろな。誓約書書いてもらった以上こっちは守ってほしいし。書いてもらった以上。これから誓約書いくら出てきても皆そんな考えやとなってしまうんで。きちんと、こういう条件というのをしっかり守ってもらわんと。ちゃんと印鑑まで押していただいているんで。

【議長】何らかの草は刈ってあるのか。そういう感じも見当たらんのかな。

【1番委員】何年もほったらかしやと、こんな状態やない。1回ぐらい刈ってあると思うんです。

【事務局】草の背丈はこの写真で見るよりも高かったように思います。1回も刈ってないと思ったんですけど。

【4番委員】現地調査で拝見させていただいたんですけど、セイタカアワダチソウが背丈が60センチくらいの感じで、かなり密集しておりましたけれど、背丈はまだ高くなくて1年に一度ぐらいは刈ってあるんじゃないかなと。刈ってなかったらもっと背が高くなってと思うので。

【3番委員】去年刈ったとは思えんけど、2年か3年ぐらい前には刈ったような。

【4番委員】かなりの密度で生えてしまっているんで、このまま夏を越したら背が高くなってきて。

【9番委員】まあ、放棄やわな。道も刈ってない、畔も刈ってない。

【1番委員】この方は一度連絡したときに、何て答えてらっしゃるんですか。須縄の状況のことを。今度新たに〇〇の申請があったから〇〇のこういう状況のことを言いなつたんですね？

【事務局】言ってますし、そこは忙しくて出来てないと。今回も誓約書出すし、許可してほしいと。

【1番委員】忙しい。どなたかに任せて、そういう方向でしてもらえると。1年に1回ではあきません、2回は刈らんと。

【議長】今後、〇〇さんはそこを全然手を入れるつもりはないんやろか。今、こういうことで3条の申請するときこういう事言われたさかい、今度から綺麗にしますとか、それもない。もう忙しいしで、放置するつもりでおるんかな。で、次また。

【事務局】そこまでは今は聞いてないですね。誓約書は書くとはおっしゃってますけど。

【議長】我々としたら誓約書よりもちゃんと耕作してほしい。

【事務局】もし、そういう行為をしてからにしましょう、ということであればそういう結論を言いますし、もしくは本人を呼ぼうか、ということであればそういうことも出来ると思うので。そういう形でも全然結構やと思います。本人さんの考えが大事なので。それを確認すると。ですので、次回に本人を呼ぶという結論でも構いませんし。そこらを決めていただければ。

【議長】こういう意見が出たんですけど、やはりこの案件のままで受理することは出来ない、ということで1回〇〇さんに聞いてこれをしっかりと管理をしてもらえるという話が聞けた場合、受理するというような形をとらせていただきたいと思いますので。

【9番委員】3年3作してもらってから。厳しいようやけど、そうでないと法律の意味が全然ないんで。

【5番委員】そうじゃないと、やっぱり農地守れないと思いますし。

【議長】ほな、そういうことで、ここをしっかりと管理をしてもらう条件を基にまた次、という許可を、という判断をさせていただくということで、今回は1回本人には意見を聞くということでこれは保留ということになるかと思えますけど他にご意見ございませんか。ないようですので、1番の申請を保留、2番3番4番の申請を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について』は、2番3番4番の申請を許可することに決定させていただきます。

続きまして『議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、本案件につきましては、申請地の違反転用案件であることから、申請人の呼び出しをしており、後ほど申請人から顛末の説明などを受けることとします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明させていただきます。1件ございます。番号1、申請者は〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請土地の表示について、所在地番、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は254㎡。利用状況は不耕作、10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが、都市計画区域内第一種住居地域農業振興地域外です。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要について、住宅一棟、駐車場3台分となっております。備考としまして始末書がついております。申請地は、住宅地の中にありまして、隣接農地は申請者所有の畑のみとなっております。なお、申請地は平成28年に一部をコンクリートで埋立て駐車場として利用している為、始末書が提出されております。申請地は用途地域内の農地で、

第3種農地に該当するため、転用可能と判断しております。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【3番委員】それでは4条、1件です。162号線を〇〇〇〇の方へ行きますと〇〇〇〇線がございまして、交差点のところでございます。アスファルトで舗装がしてありまして、違反転用となっておりますけど、今回、住宅建築ということで転用が出されて、始末書もついておりますので問題ないかと判断いたしました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。ここで、本案件につきまして、申請人から顛末の説明などを受けることになっておりますので申請人の入室をお願いいたします。

<申請人が入室する>

【議長】はい、ご苦労さまでございます。申請人の方は自己紹介をしていただきまして、申請地が違反転用に至った経緯の説明をお願いいたします。

【申請人】〇〇と申します。自宅出入り口に2台分ぐらいの駐車スペースがあるのですが、国道に面してまして交通量が激しく段差もあって駐車しにくくそのため、申請地の一部を舗装して駐車場にし現在に至ります。申請地は自宅敷地の一部なので宅地だと思っておりました。今回の許可申請にあたり代理人行政書士からの指摘で初めて農地であると認識しました。許可を得ずに転用し、申し訳ございませんでした。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは委員から申請人に対して質疑等ございませんか。

【1番委員】アスファルトにしたのはいつ頃にしまったんですか。

【申請人】アスファルトにしたのは平成28年7月です。

【1番委員】アスファルトにしたのは今の申請で宅地にする考えが最初から考えがあったんですか。

【申請人】それはなかったです。

【1番委員】ここを駐車場にされる前というのは畑か何かされてたんですか。何の作物を作られてたんですか。

【申請人】祖父が温室で花か何かをやっていたような。老朽化して砕いたので。そのときに駐車場にしました。僕は継いだけなのでそこら辺は分かりません。

【1番委員】畑をされていたお祖父さんは今もご存命？

【申請人】いえ。

【議長】他にご意見ないですか。ないようですので、申請人は退室をお願いします。本日はどうも大変お忙しい中ありがとうございました。

<申請人は退室する>

【議長】他に何かご質問等ございませんか。ないようですので、県へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。6件ございます。番号1、申請者、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇、〇〇。所在地番、〇〇〇〇。地目は登記が田、現況が畑となっております。面積は311㎡。利用状況は不耕作。10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが都市計画区域内第一種中高層住居専用地域農業振興地域外です。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要、住宅建築1棟です。申請地は住宅地の中にあり、隣接農地はありません。申請地は用途地域内の農地で第3種農地に該当するため、転用可能と判断しております。番号2、申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は80㎡、106㎡。利用状況は不耕作、10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが都市計画区域外農業振興地域内農用地区域外です。転用目的はボート及び資材置き場。事業又は施設の概要としまして、ボート2台・ボート台座1台。備考としまして代替性検討の資料が提出されております。譲受人はボート販売の事業を小浜市内で展開していくにあたり、ボートおよび部品を置く、資材置場として市街地から離れ海から近い当地で土地を求めており今回の転用申請が提出されました。資料に代替性の検討資料を添付しておりますが代替性はないため、転用は止むを得ないと判断しております。北側が雑種地、西側が道路に接し、東側、南側が赤道を挟んで農地に接しておりますが近隣農地所有者には承諾を得ているということです。本申請で計画されている面積等は必要最低限であり、妥当であると思います。番号3、申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇、他6筆。地目は登記、現況ともに畑。面積は293㎡、33㎡、303㎡、56㎡、39㎡、39㎡。利用状況は不耕作、10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが、都市計画区域外農業振興地域内農用地区域外。転用目的としまして駐車場・資材置き場。事業又は施設の概要について、駐車場、普通

自動車9台、キャンピングカー1台、ボート1台およびボート部品置き場となっております。こちらにも代替性検討の資料があります。譲受人は岐阜県で介護等の事業を営んでおりますが従業員の保養地として、また自身で保有しているボートの部品等を保管する場所として小浜市内の市街地から離れかつ海から近い当地で土地を求めており、今回の転用申請が提出されました。資料に代替性の検討資料を添付しておりますが申請地の他に近隣に都合のよい土地はなく、申請地はその他2種農地に該当しますが、代替性がないため、転用は止むを得ないと判断しております。申請地は宅地に囲まれた土地で道を挟み北側が雑種地、東側が道路、南側が農地に接しており、近接の農地所有者には承諾を得ているということです。本申請で計画されている面積等は必要最低限であり妥当であるとおもわれます。次の番号4についてですが少し訂正させていただきます。本件は使用貸借権を設定する申請でありますので、譲渡人が貸人、譲受人が借人となります。番号4、申請者、貸人、〇〇〇〇、〇〇。借人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに田。面積は2,007㎡の内885㎡。利用状況は水稻、10a当収穫高は480kg。土地利用等関係法令表示ですが、都市計画区域内用途指定なし農業振興地域内農用地区域外です。転用目的は住宅および農業用車庫の建築。事業又は施設の概要といたしまして、住宅1棟・農業用車庫3台分1棟となっております。本申請は885㎡の申請となっておりますが、農業用車庫を併設した農家住宅建築としての申請となっております。本来、住宅建築の転用で認められる面積は500㎡までとされておりますが農家住宅の場合1000㎡まで認められるため、許可できると思われれます。申請地の北側は道路、東側は宅地、西側は現況宅地となっており、南側は申請者貸人の田となっております。農地に面する側は土留めし、畦畔を設けるといことでございます。申請地は第2種農地に該当しますが許可要件として日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と判断しております。番号5、申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇、〇〇。申請土地の表、所在地番、〇〇〇〇、他4筆。地目は登記、現況ともに畑。面積は155㎡、366㎡、238㎡、165㎡、49㎡。利用状況は不耕作、10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが、都市計画区域外農業振興地域内農用地区域外。転用目的は露天駐車場、家庭菜園。事業又は施設の概要について、運転代行業用車両および従業員車駐車場21台分となっております。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということでその他第2種農地に該当しますが許可要件として日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と判断しております。申請者は現在〇〇で運転代行業を営んでおりますが申請地を運転代行業の拠点として使用するという計画で申請

が出されております。また申請者は許可後、申請地と隣接した空き家を購入し居住する予定でいるということです。なお、申請地に隣接農地はありません。番号6、申請者、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は218㎡、利用状況は不耕作、10 a 当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示ですが、都市計画区域外農業振興地域内農用地区域外。転用目的は駐車場。事業又は施設の概要といたしまして、旅館宿泊客駐車場7台分となっております。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということでその他2種農地に該当しますが、許可要件として業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と判断しております。申請地は先の議案第43号の3条の申請の4番とも関連しておりますが元々譲渡人の農地〇〇〇〇を分筆し、譲受人側の農地を旅館業を営んでいる譲受人が旅館宿泊者の駐車場として転用するという計画で申請が出ております。譲受人は旅館業のほか建築業も営んでおり、そのミーティングを旅館でしようする際に平均で8台程度、宿泊者以外の車が来場するため、駐車場が必要ということから計画されている面積等は妥当であると思われまます。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。

【事務局】資料の訂正をお願いしたいんですが、現地調査資料の方の5条のNo.1の上の議案39号となっておりますが45号の間違いでございますので訂正させていただきます。

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【3番委員】5条の許可申請ですが6件ございます。1件目は〇〇。〇〇がございまして、〇〇から出てきた162号線を右に曲がりまして斜めに入ったところがございます。不耕作となっておりますが周りも全部家が建っていますし、転用目的は住宅建築となっておりますので問題ないと判断いたしました。2件目ですが162号線を〇〇の方へ走っていきますと〇〇がございましてその手前でございます。バス停待合所は〇〇さんが地区が立てたと思うんですけど、一応これはコンクリートで置いてあるような感じなんですけど、違反なんですかね。

【事務局】厳密には違反ですね。

【3番委員】まあ、そこにボートと台座を置くという転用目的でございます。まず、一番気にしたのが、現地調査行きましたら農作業中の女性がいらっしやいまして、見ていましたら市役所さんですか、と聞かれてそれでおさまったんですが、よく考えると傾斜を作ってその上に砂利を敷くということを聞いていますので近隣の畑に迷惑がかからないかな、ということはちょっと考えたんですがここに赤道が通っています。高さも1mぐらいの嵩上げでございますので

今のところ問題ないかなと判断いたしました。3番目がここの反対の方です。これも会社のポートとかを置くことに使うということで、ここもこちらがブロックで壁がしてあるんですが、ここも赤道が向こうまで通っていますのでここもL型ではなくて傾斜を設けて砂利を敷くということで、ここも嵩上げは1mぐらいだと思いますので近隣に迷惑はかからないということで判断いたしました。もうひとつは〇〇でございます。〇〇の〇〇線ですね。ここをずっと上がっていきますとここです。もう周りはみな家が建っているんですがここに2000㎡の内半分埋立いたしまして、家と農舎を建築するというところでございます。先ほど説明がありました住宅及び農業用車庫とする条件はクリアしているということで問題ないと判断いたしました。ここもL型ではなくて傾斜をつけるということをお聞きしております。5番目ですが〇〇公民館から〇〇の少し上になります。見た感じ東から西と西から東、ちょうど蔵の向こうとこっちとで土地がありまして、ここを代行の駐車場用地という転用目的となっております。これが蔵ですね。これタイヤとかの保管場所となっております。先ほどのここに家庭菜園の予定となっております。これも周りが全部舗装になっていますので、問題ないと判断いたしました。最後に6番目。3条でも出ましたが〇〇会館の先ほどの場所でございます。ここが旅館宿泊業をしているところで、ここの周りに車を止めると迷惑がかかるということでここを駐車場にしたいということで転用目的は駐車場用地ということで問題ないかと判断いたしました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【9番委員】No.3の〇〇の件ですが資料の図面を見ると図面の中ほどに3-2は申請外と書いてあるんです、配置図の。3-2は申請外と書いてあるのは確かに地番からいうと24-3-2というのはいないんですけど、それってここは事情があるんですか。

【事務局】こちらについてはここだけ農地ではなくて原野になっておりました。

【9番委員】農地やないんや。ここも一帯として利用されるという理解でいいんですか。

【事務局】はい。

【9番委員】わかりました。それとNo.4ですけど、〇〇の案件。半分は擁壁で囲われるんやろけど、家の奥というか、長々としたのりをこさえて、誠に贅沢なのり面やなという理解で、これってどないかならんのかなと。今の農地ほどの面積があるやないですか。

【5番委員】現状よりも2mぐらい高くするようなんです。そこからのり面と

るとそうなるのかなと思ったんですけど。違うならすみません。

【9番委員】農舎とか機械もいれるんですね。こちらの田んぼは自分のところのですね。向こうに回らんでもいいわ、確かに。はい、了解しました。

【議長】はい、他にないですか。ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第46号 農地転用事業計画変更について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第46号、農地法第5条の規定による許可を受けた下記の者から転用計画等を変更する農地転用事業計画変更申請書が提出されているので、その承認を求めます。番号1 福井県指令嶺若サ第202125023号、令和3年3月15日許可。変更内容、事業者の変更。当初計画、当事者住所、〇〇〇〇、氏名、〇〇、職業、病院勤務、転用目的、住宅建築。所在地番、〇〇〇〇、畑、606のうち264.47㎡。区域、都市計画区域内、第一種住居地域農業振興地域外。変更計画、事業承継者、住所、〇〇〇〇。氏名、〇〇。職業 病院勤務。住所、〇〇〇〇、氏名 〇〇。職業、会社員。転用目的は変更なし。所在地番、〇〇〇〇、畑、264.47㎡。区域、同上。事業計画変更理由としまして、当初、当初事業者1名の計画であったが、土地の所有を当初事業者とその妻2名の共同所有としたいため、ということです。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【3番委員】先ほどもありましたけれど、162号線を〇〇の方へ、ここの〇〇線の交差点を手前の細いところを入れていくところでございます。この図面でいきますと当事者の転用目的は住宅建築となっておりますが変更計画で転用目的は変更なしということで、変更事由と致しましては2名の共同所有としたいということでございますので、これは2月に転用許可が出ているということで別に問題はないと判断いたしました。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第46号



農地転用事業計画変更について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第47号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第47号現況証明申請について、説明させていただきます。3件ございます。番号1、申請者、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇。地目は登記簿が畑、現況が非農地。面積は95㎡。証明を必要とする理由としまして、亡祖父〇〇〇〇が、昭和62年に申請地に居宅を建築して以来、宅地として現在まで利用してきた。現況にあった地目に変更したい、とのことです。税務課の建物評価証明が提出され20年以上前から宅地として利用されていることが確認できたため、証明については止むを得ないと思われま

す。番号2、申請者、〇〇〇〇、〇〇。所在地番、〇〇〇〇。地目は登記簿が畑、現況が非農地。面積は39㎡。証明を必要とする理由としまして、申請地は、昭和62年ごろに倉庫が建築されており、建物敷地として整備し使用されてきた。現況にあった地目に変更したい、とのことです。こちらについては平成2年に撮影された国土地理院の航空写真が提出され20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため、証明については止むを得ないと思われま

す。番号3、申請者、〇〇〇〇、〇〇。申請土地の表示、所在地番、〇〇〇〇。地目は登記簿が畑、現況が非農地。面積は188㎡。証明を必要とする理由としまして、申請地は、亡父〇〇が昭和52年に作業場、平成9年に車庫兼居宅を建築、〇〇氏が約40年前に車庫を建築して宅地として現在まで使用してきた。現況にあった地目に変更したい、とのことです。こちらは税務課の建物評価証明が提出され20年以上前から宅地として利用されていることが確認できるため証明は止むを得ないと思われま

す。こちらの3件について、非農地として現況証明を交付してよいか、審議願います。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【3番委員】現況証明申請について3件でございます。162号線を〇〇の方へ行って、さっきと逆ですね、〇〇線の逆のところでございます。見ても20年以上建っているということで、また事由も20年以上の事由が書いてあるということで何も問題ないと判断いたしました。2番目、〇〇漁港の真ん中辺を入れていったところ。これも見た感じ倉庫は20年以上建っているということで何も問題ないと判断いたしました。3件目が〇〇小学校の少し上がったところに。これも車庫兼、三角のところがこの工場でございます。これも3つとも20年以上建っているということで問題ないと判断いたしました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。何かご意見等ございませんか。

【議長】それではないようですので、申請を許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第47号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。続きまして『議案第48号 農地の転用事実に関する照会書について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第48号 農地の転用事実に関する照会書の回答について、説明させていただきます。下記の農地について、福井地方法務局小浜支局より農地の転用事実に関する照会書が提出され、県への進達の承認を求めます。法務局にて農地の地目変更がされる場合は農業委員会の転用許可書か現況証明書の提出が求められますがそれなしに地目変更申請がされたときは法務局から農業委員会にて転用許可が得られている農地か許可がない場合、現状回復命令が為されるか、という2点を照会することとなっています。現状回復命令が出されるという回答の場合は法務局は農地の地目変更登記を行いません。通常は法務局から照会があっても転用許可が出ているケースが多いので問題ないのですが、議案の件につきましては農業委員会の許可なしに法務局にて農地の地目変更申請が出されているため、農業委員会で審議をしていただく次第です。申請人、〇〇〇〇、〇〇。土地の所在及び面積、〇〇〇〇、畑、370㎡。〇〇〇〇、畑、79㎡。現地調査年月日、令和3年5月26日。現況地目は非農地。土地利用等関係法令表示、未線引都市計画区域、用途地域外。農業振興地域内農用地域外。転用許可の有無と内容、転用許可は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。指示事項、原状回復命令を行わない、としたいと思います。本申請は現況宅地として利用されており、平成2年の航空写真を確認しましても建築物が確認できることから、20年以上宅地として利用されていると思われます。以上、非農地として法務局に回答してよいか、審議をお願いいたします。

【議長】はい、ありがとうございます。続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【3番委員】〇〇の真ん中辺でございます。村の中に入ったところで、ここ的小屋も入っておりまして、この農業用車庫か何か分からないんですが、ここもみなアスファルトにしてあって、農地じゃないということ判断いたしました。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。これについて何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ないようですので、原案どおり回答することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第48号 農地の転用事実に関する照会書について』は、原案どおり法務局へ回答させていただきます。続きまして、『議案第49号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第49号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ということでございます。農業委員会事務の実施状況等の公表について、農林水産省の通知に基づきまして別紙の令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価案について承認を求めるということでご説明をさせていただきます。お渡ししてあります別紙をご覧ください。かいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。まずひとつめ、農業委員会の現状でございますが、これはそれぞれ統計の情報などで記入しておりましてご覧のとおりでございます。次のページをご覧ください。2の担い手への農地の利用集積・集約化ですがここは数値の説明をさせていただきます。現状および課題ということで昨年の令和2年3月現在で農地面積が1430ヘクタールに対しまして747ヘクタール、52.2パーセントで担い手に農地集積・集約がされております。これは農地の利用権設定と細目書の数字を合わせたものでございます。そのうち、水田に絞って見てみますと農地面積が1310ヘクタールに対しまして737ヘクタールで集積率は56.3パーセントということで水田で見ますともう少し集積率は上がるような形になります。次に令和2年度の集積目標および実績についてですが、水田に絞った目標でさせていただいております。昨年度は金屋や野代で地域全体の農地集積が行われたところでございますけど、集積目標1の811ヘクタールに対しまして実績は748ヘクタールとなりました。新たに11ヘクタールの農地が担い手に集積され達成状況は92パーセントということでございます。次の3、目標の達成に向けた活動でございます。活動計画についてはご覧のとおりとしておりましたが活動実績としまして日本政策金融公庫の事業を活用しまして担い手の農業経営についてのアドバイス等を実施しました。また各地域で人・農地プランの話し合いを実施していただきましてこの3月に7地区9プランの公表をすることが出来ました。このプランにつきましては後ほどの推進協議会で改めてご議論いただければと思っております。次の3の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1、現状および課題としましては、新規参入者の状況でございます。平成30年では太良庄荘園の郷と(一社)中名田の2経営体、令和元年度は親元の農業

を継承した田橋孝浩さん、令和2年度はめぐみファームの1経営体をあげさせていただいております。2の令和2年度の目標および実績ですが参入経営体数の実績については目標を達成しておりますが、めぐみファームは農地の権利は取得していないため、目標面積はゼロという形になってございます。3の目標の達成に向けた活動でございますが小浜市では就農を目指す市外の者に対して2年間の農業研修を平成28年度より実施しております。29年度から研修を行っていた1名は令和元年度に法人、こちらは永耕農産でございますけれども、就職をしております。令和2年度は新規就農を目指す1名が研修を行ってました。こっちは小山さんでして、広報おばまにもページを設けて、いろいろ小浜で感じたことを書いてもらっている方がいらっしやいまして、令和3年度からはまた新たな方がもう1名来られるというような状況になってございます。次のページをご覧ください。4番目、遊休農地の措置に関する評価ですが、現状および課題ですが昨年、令和2年3月時点の遊休農地の面積は74.5ヘクタールで割合は5.2パーセントになっております。こちらは県内では高い方の遊休農地率となっております。2番、令和2年度の解消面積としましては残念ながら面積は増えておりまして目標は達成できておりません。3の2の目標の達成に向けた活動でございますが、活動計画、活動実績はご覧のようになります。4の目標および活動に対する評価ですが金屋での集積のように地域の中心経営体と連携することで遊休農地が解消された地域がございました。今まで耕作者がおらず遊休化していた農地を、金屋ですと百里水郷農園さんが引き受けて解消するというような形で、そういった地域もあったんですが、昨年度の委員さんの細かな調査の実施によって今まで計上されていなかった、もう既に遊休化はされておったんですが、その遊休地を新たにカウントすることで全体としては遊休農地が増えた結果となっております。次の違反転用の適正対応ですが違反転用面積につきましては昔から長年、農振農用地で違反転用されている4箇所、0.8ヘクタールはそのまま違反転用ということで上げさせていただいております。過去からの違反転用は解消がなかなか出来ないのが現状でございますが農業委員会として出来ることは新たな違反転用を出さないことと発生した場合においても早期に対応することで解消すると、そこに注力してやっていく必要があると思われま。実績としては早期発見、未然防止に努めたということにさせていただきました。次のページ以降の6、7、8につきましては事務局で把握しております実績の数値となっております。最後の地域農業者からの主な要望、意見、対処内容についても特段要望はなしという整理にさせていただきました。説明は以上でございます。

【議長】はい、それでは何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第49号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』は、原案どおり決定とさせていただきます。続きまして、『議案第50号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第50号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ということでこちらも今年度の目標について説明をさせていただきます。こちら改正農業委員会法で事務の実施状況をインターネットで公表する必要がありますので、事務局で案を作りまして重要箇所について説明をさせていただきます。まず1でございますがこちらはそれぞれ統計の情報などを記入したものでご覧のとおりとさせていただきます。次のページをご覧くださいまして担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、農地全体では53.7パーセント、田に限定すると57.6パーセントの集積率となっております。2の令和3年度の目標および活動計画ですが、集積目標を小浜市の水田の8割の面積を3年後の令和5年に集積するためには、目標面積を3年で割り返しますと毎年95ヘクタール集積する必要がありますので、その面積を目標とさせていただきます。農地中間管理権が設定されていない農地に注目しますと集積していけそうな地区が熊野で30ヘクタール、奈胡で40ヘクタール、和久里で24ヘクタール、竜前10ヘクタール、神宮寺12ヘクタール、大谷6ヘクタールほどございまして、こちらの地域、重点的に集積に向けて取り組んでいきたいと思っております。続きまして3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが現状は先ほどの議案と同じでございます、目標および活動計画につきましてはこちら例年どおり、参入目標数は毎年1経営体を目標にさせていただきます。参入面積については0.7ヘクタールということで例年と同じ数値を上げさせていただいております。就農希望者のオンライン説明会や地域での話し合いを通じた集落営農組織の立ち上げ等に向けて就農者の確保を推進していきたいと思っております。次の4、遊休農地に関する措置についてですが、現状は遊休農地が78.3ヘクタール、割合は5.5パーセントでございます。目標設定の考えとしましては直近5年間で遊休農地が増加した年度を除いた解消実績の平均をとりますと4パーセントとなっておりますので、この4パーセントを目標とさせていただきます。次の5、違反転用への適正な対応につきましては、現状および課題につきましては違反転用面積は0.8ヘクタールということでそれ以上増やさないということでやっていきたいと思っております。違反転用を防ぐには建設事業者でございますと

か、土地所有者の方への周知が重要と考えておりますので、広報による啓発活動や早期発見のための農地パトロールを行う、とさせていただきます。

説明は以上でございます。

【議長】はい、それでは何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第50号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』は、原案どおり決定とさせていただきます。続きまして、『報告第5号合意解約の届出について』事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】こちらにつきましては、下記の農地について農地法第18条の規定による届出書が提出されたので報告します、ということで、今まで合意解約については農業委員会に報告しておりませんでした。今回新たにこういった解約等もございまして集積等にも影響するということで、ご報告をさせていただきます。現場につきましては、〇〇がございまして解約された農地は〇〇の裏の1筆でございます。こちら〇〇の横の農地でしてここについては3筆が一枚の田んぼになっておりますが地権者さんの事情によりまして解約したいということで手続をした次第でございます。こちら今、耕作していますのは認定農業者の〇〇さんですが了解もいただきまして解約させていただきました。以上でございます。

【議長】これですべての議案を終了しました。では、来月の日程を。

【事務局】それでは来月の日程を報告させていただきます。6月24日木曜日、午前9時30分から現地調査を予定しております。5番松尾委員、6番早委員、お世話になりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。6月28日月曜日午後4時から第13回農業委員会を予定しておりますので、お忙しい中お願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございました。他に何かございませんか。

他にないようでしたら以上をもちまして、第12回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

署名委員